

2. 社会福祉法人三宅島あじさいの会役員出張規則（平成5年5月15日制定）は、廃止する。

(附 則)

1. この規程の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。

(附 則)

1. この規程の一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

(附 則)

1. この規程の一部改正は、平成20年7月1日から適用する。

(附 則)

1. この規程の一部改正は、平成25年7月1日から適用する。

(附 則)

1. この規程の一部改正（第3条1）は、平成29年10月21日から適用する。

別表1

名 称	報 酬	適 用
理事会出席報酬等	5,500円	第3条の規定による
評議員会出席報酬等	5,500円	同上

別表2

名 称	報 酬	適 用
理事長施設運営の報酬等	55,000円	毎月定額支給

別表3

名 称	報 酬	適 用
理事及び評議員業務報酬等	5,500円	第4条の規定による
監事監査指導報酬等	5,500円	第5条の規定による

別表4

宿 泊 料 1泊につき	日 当 1日につき	車 賃 1日につき	食 卓 料 1夜につき	鉄道・船賃・航空賃
13,000円	6,000円	2,000円	2,000円	第6条の規定による。

※ ただし、日当については、第4条第2項の規定により支給するものとする。